平成２７年（フ）第２８７号
大阪府泉大津市西港町８番10―207号、前住所大阪府和泉市池上町３丁目12番32号
債務者　中田　敦裕
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
大阪府岸和田市小松里町1089番地の６松ケ丘ハイツ102号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西２丁目７番９号
債務者　粟井　綾子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８０７号
札幌市東区北45条東５丁目５番28号　フォーレスト45―202号
債務者　大村　美貴
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３８号
札幌市東区伏古13条４丁目８番30号　アマランス伏古201号
債務者　田北　雅子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８１号
札幌市西区八軒10条東１丁目１番30―103号
債務者　野呂　友香（旧姓但野）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９００号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番43号　ハウスオブリザ平岸六番館103号
債務者　細川　智弘
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８号
北海道虻田郡ニセコ町字有島18番地32
債務者　河村美穂子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第６４号
群馬県高崎市高砂町266番地２　サンハイツ高崎110号
債務者　猪狩　康平
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３８号
名古屋市北区中味鋺１丁目135番地　市営南あじま荘２棟403号
債務者　大西恵梨佐
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４０号
愛知県江南市河野町五十間59　ケアハウスジョイフル江南、住民票上の住所愛知県江南市村久野町瀬頭55番地
債務者　長谷川嘉彦
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３９７号
堺市中区八田西町２丁３番１―201号、前住所堺市中区小阪西町３番16号　グリーンハイツ105号
債務者　吉岡　優花
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
堺市北区百舌鳥梅町３丁50番地９　グリーンハイツＡ―103
債務者　前田　浩二
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５８号
堺市中区八田北町10番地31　６棟107号
債務者　布田　康博
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６７号
大阪府富田林市若松町東１丁目４番20号―104
債務者　戸田　　修
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
堺市東区引野町３丁56番地２
債務者　舩津　輝治
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
堺市東区引野町３丁56番地２
債務者　舩津　栄子（旧姓京谷）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９７号
大阪府河内長野市木戸２丁目31番９―102号
債務者　西浦　千景
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係